

事 務 連 絡

平成31年3月25日

各事務所（管理所）長 殿

本局関係各課長 殿

企画部技術調整管理官

企画部技術開発調整官

設計業務等の業務環境の改善について（依頼）

標記について、平成30年10月30日付けで企画部技術調整管理官及び企画部技術開発調整官より、各事務（管理）所長、局内関係課長あて事務連絡で通知した、「平成30年度において業務環境改善を重点的に取り組む方策」において、品質向上に向けた業務環境の改善への取組を進めていただいているところです。

引き続き平成31年度も、別紙のように「平成31年度において業務環境改善を重点的に取り組む方策」のもと、設計業務等の業務環境の改善に努力して頂くようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、一般社団法人建設コンサルタント協会関東支部にもお知らせすることを申し添えます。

平成31年度において業務環境改善を重点的に取り組む方策

1. 目的

受発注者間において、設計業務等の業務環境を改善し、より一層の円滑な実施と品質向上に努めることを目的とする。

2. 対象業務

土木関係建設コンサルタント業務で、平成31年度に実施する業務。

3. 取組内容

(1) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会からの地方自治体を含めた全国へのワークライフバランスの要望として、

- ① 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノヒリット）
- ② 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンデー・ホーム）
- ③ 土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノリクエスト）
- ④ 昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノミーティング）
- ⑤ 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノリクエスト）
- ⑥ 金曜日でも定時の帰宅に心掛ける。

が挙げられている。

以上の要望を踏まえ、関東地方整備局企画部と一般社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部は、平成31年度においても、上記の①、②及び③の業務環境改善について重点的に取り組むこととする。また、その他の項目についても業務特性を踏まえて、積極的に取り組み、業務環境改善を行うものとする。

(2) その他

上記(1)以外で、受発注者間において確認の上決定した業務環境改善に関わる取組みについて厳守すること。

(3) 上記(1)、(2)については、各職場において重点的に取り組むこととするが、やむを得ず受注者に業務指示を行う場合には、主任調査員または調査員より管理技術者に対して、その理由と作業依頼を明確に指示すること。

4. 進め方

(1) 業務打合せ時に、上記の3. 取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ、打合せ記録簿に記録する。

(2) 災害時のやむを得ない緊急事態対応については取り組みの対象外とする。

平成31年3月25日

国土交通省関東地方整備局	企画部長	若林伸幸
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	関東支部長	高野登